

ID: 162

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第22条第2項		
例 規 番 号	平成13年条例第127号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料) 第22条 市長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を、廃棄物を排出する者から徴収する。ただし、指定収集廃棄物を排出するため指定収集袋を購入し、又は一般家庭から排出する粗大ごみを処理するため粗大ごみ処理シールを購入した場合は、指定収集袋又は粗大ごみ処理シールの購入をもって手数料の納付があったものとみなす。 2 既に納付した手数料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第17条の2の規定による。(手数料の還付) 第17条の2 手数料の還付に係る条例第22条第2項ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 指定収集袋を所有している者が、市外に転出するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 2 前項の規定により手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付申請書(様式第6号の2)により市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、廃棄物処理手数料還付申請承認書(様式第6号の3)を申請者に交付するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日